

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新)(旧)模擬裁判(民事)	後期	1単位	(標)3年 (既)2年	日野 佳弘 朝見 行弘

授業目的	民事訴訟の実際を学び、各手続を履修しながら、証拠関連手続、特に証人・本人尋問手続の重要性とその難しさを実体験し、判決に至る諸過程を実践しながら、民法的な判断場面における対立利益の利益衡量の意味合いや、民事訴訟における基本原則である処分権主義、弁論主義の実際を学ぶ。
------	--

達成目標	<p>実際の第一審記録に基づき作成された模擬裁判用の教材に従って、民事訴訟各手続を履修していく。生徒を裁判官、原告、被告チームに分ける。</p> <p>原告チームは、訴状担当、準備書面担当、証人主尋問担当、反対尋問担当、最終準備書面担当、証人役担当が予定されるので、これを、訴状担当、準備書面担当、証人尋問(証人役含む)担当の3グループに分ければよい。</p> <p>被告チームは、答弁書担当、準備書面担当、証人主尋問担当、反対尋問担当、最終準備書面担当、証人役担当が予定されるので、答弁書(準備書面)担当、準備書面(最終準備書面)担当、証人尋問担当(証人役含む)担当の3グループに分ければよい。</p> <p>裁判官チームは、裁判官役3名と書記官役1名の4名グループを2～3つ作って、各口頭弁論期日に対応し、証人尋問においては可能な限り尋問調書の作成を行なう。</p>
------	---

授業計画と予習事項	回数	各回タイトル	授業内容、予習基本事項
	1	民事裁判手続の概説、模擬裁判進行についての説明。訴状・答弁書練習課題の解説	民事裁判手続の概説、模擬裁判進行についての説明。訴状の書式、書き方の講義(主に形式面を重点とする)。練習題材を渡して、訴状の自宅起案資料とする。次回に受講生全員、練習題材自宅起案の訴状を提出する。
	2	訴状・答弁書練習課題の解説 練習課題訴状の検討	練習題材のモデル訴状を渡すので、受講生は自己の訴状を持参し、解説を聞きながら、モデル訴状との違いを復習する。訴状に対する答弁書の書式、書き方の講義。練習題材モデル訴状に対する答弁書作成を自宅起案とする。受講生全員、次回に練習題材自宅起案の答弁書を提出する。
	3	練習課題答弁書の検討 判決書書き方の講義 チーム分け決定 模擬裁判資料配布	練習課題のモデル答弁書を渡すので、受講生は自己の答弁書の控えを持参し、解説を聞きながら、モデル答弁書との違いを復習する。 準備書面、証拠申出書などの書式と書き方の講義。 判決書の書き方の講義(旧方式と新方式) 模擬裁判での役割分担の決定。 原告チーム、被告チームに模擬裁判資料を配布する。 原告チームは、次回授業期日の2日前の5時までに、訴状を提出。
	4	第1回口頭弁論期日	提出された訴状についての検討、モデル訴状との比較。及び本件事件の法律構成について検討及び講義。 原告チームは、訴状の訂正、差替を行うなら、翌日までに行うこと。 被告チームは次回授業期日の2日前の5時までに、答弁書を提出すること。

5	第2回口頭弁論期日	提出された答弁書についての検討，モデル答弁書との比較。及び本件事件の法律構成について検討及び講義。被告チームは，答弁書の訂正，差替を行うなら，翌日までに行うこと 原告チームは，準備書面等の作成について合議を行う。そして，次回授業期日の2日前の5時まで，準備書面，書証，証拠申出書を提出。
6	第3回口頭弁論期日	原告チームから提出された準備書面，証拠書類，証拠申出書の検討。 被告チームは，準備書面等の作成について合議を行う。そして，次回授業期日の2日前の5時まで，準備書面，書証，証拠申出書を提出。
7	第4回弁論準備手続	被告チームから提出された準備書面，証拠書類，証拠申出書の検討。 争点整理，証拠採否決定，立証手続の打ち合わせなどを行う。
8	第5回証拠調期日	証人（又は本人）尋問 尋問調書は，次回期日までに作成提出。
9	第6回証拠調期日	証人（又は本人）尋問 尋問調書は，次回期日までに作成提出。
10	第7回証拠調期日 口頭弁論終結	証人（又は本人）尋問， 尋問調書は，次回期日までに作成提出。 口頭弁論終結 裁判官チームは，合議の上，次回授業期日の2日前の5時まで，教官にのみ判決書を送付
11	第8回口頭弁論期日 判決言渡し	判決言渡し，判決書を全員に配布 判決書についての講評と反省検討会
12		
13		
14		
15		
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項		各回の授業においては，担当が法廷を使用し，他者は傍聴席を使用する。 訴状，答弁書，準備書面，証拠申出書，判決書などは，各チームで協議して1通の書面を作成し，期日（授業日）の前々日の5時まで，教官及び裁判所チームと相手方チームに，手渡し，ファックス送信，メールに添付書類等の方法によって送付すること。教官に対しては，メールの添付書類として送信してほしい（書式は，一太郎ではなく，ワード文書希望）。 証人尋問期日においては，裁判官チームの責任で証人尋問調書の作成を行なうのを原則とするが，各チームが準備した尋問事項書に加筆したもので代用してかまわない。 判決書の書き方については，旧方式，新方式何れでも構わない。
評価方法と評価基準 (期末試験. レポート. デイバート等)		本授業については，練習課題の訴状・答弁書内容及び出席状況を主たる判断材料とし，その他チーム内での作業協力状況，法廷活動状況などを参考にして評価する。
テキスト 独自教材		模擬裁判用教材を準備する。
参考書		